

第 4 節 高等学校

1 取得方法の概要

(1) 免許状の種類

免許状の種類	<p>ア 高等学校教諭 1 種免許状（平成元年 3 月 31 日までの名称は、高等学校教諭 2 級普通免許状）</p> <p>イ 高等学校教諭専修免許状（平成元年 3 月 31 日までの名称は、高等学校教諭 1 級普通免許状）</p>
教科等の種類	<p>ア 国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語等）、宗教</p> <p>注 社会の教科の免許状は、平成 6 年 4 月 1 日から地理歴史及び公民の免許状とみなされる。</p> <p>イ 実習のみ担当の教科…看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習</p>

(2) 取得方法の区分

注意事項	<p>ア 平成31年 4 月 1 日施行の免許法（以下「新法」という。）により免許状を取得する。</p> <p>イ 平成10年 7 月 1 日施行の免許法（以下「旧法」という。）、平成元年 4 月 1 日施行の免許法（以下「旧々法」という。）により免許状を取得できる場合がある。</p> <p>ウ 申請書類区分は、第11節の「申請方法及び申請書類」による。</p>				
免許状及び教科等の種類	取得方法の区分 (取得方法の区分が 2 以上ある場合、いずれかを選択する。)	掲 載 ページ	申請書 類区分 番 号	根拠法	
1 種 免 許 状	ア	の 教 科	状		
	大学卒業等で新たに免許状を取得する場合	学士の学位を有し、高別表 1 により単位を修得する。 ※学士の学位には、学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。	高別表 1 … P 62～64 旧高別表 1 … P 80～82	1	免許法別表第 1
	臨時免許状から 1 種免許状を取得する場合	高等学校助教諭免許状を取得後、経験年数に応じ、高別表 3 により単位を修得する。	高別表 3 - 1 … P 65～68 高別表 3 - 2 … P 69	7	免許法別表第 3
	他の教科の免許状を取得する場合	高等学校教諭普通免許状を有し、高別表 4 により単位を修得する。	高別表 4 … P 71、 P 63～64	8	免許法別表第 4
	隣接する学校種の免許状を取得する場合	<p>中学校教諭普通免許状（2 種免許状を除く。）を取得後、中学校教諭等の経験年数を利用し、高別表 8 により単位を修得する。</p> <p>-----</p> <p>中学校教諭等の経験年数(3年以上)に加えて、高等学校の助教諭等の経験年数を利用して、1 種免許状を取得する場合</p>	高別表 8 … P 72～73	9	免許法別表第 8
	無線通信士、無線技術士又は海技士の資格を有する場合	<p>免許法施行法第 2 条に規定する資格がある場合</p> <p>① 1 級無線通信士・技術士… 3 年以上の実地経験、技術優秀</p> <p>② 3 級以上の海技士… 5 年以上の実地経験・技術優秀</p>	高施行法… P 79	9	施行規則第 18 条
				6	免許法施行法第 2 条

免許状及び教科等の種類		取得方法の区分 (取得方法の区分が2以上ある場合、いずれかを選択する。)		掲載 ページ	申請書類区分 番号	根拠法
1 種 免 許 状	イの 教 科	実習助手等の経験による場合	基礎資格取得後に、実習助手又は助教諭の経験年数を有し、高附則9項により単位を修得する。	高附則9項…P75～78	5	免許法 附則第9項
		実業学科専攻・学士の資格による場合	大学で、実習に係る実業に関する学科を専攻して学士の学位を有し、実地の経験を有すること。	高別表5…P75～78	5	免許法 別表第5
		臨時免許状から1種免許状を取得する場合	実習教科に係る助教諭の臨時免許状を取得後に、経験年数に応じ、高別表5により単位を修得する。			
専 修 免 許 状	ア の 教 科	大学院修了等で新たに免許状を取得する場合	修士の学位を有し、高別表1により単位を修得する。 ※修士の学位には、大学院又は大学の専攻科課程に1年以上在学し30単位以上修得した場合を含む。	高別表1…P62～64 旧高別表1…P80～82	1	免許法 別表第1
		1種免許状から専修免許状を取得する場合	高等学校教諭1種免許状取得後に、経験年数に応じ、大学院又は大学の専攻科で高別表3-3により単位を修得する。	高別表3-3…P70	7	免許法 別表第3
		他の教科の免許状を取得する場合	高等学校教諭専修免許状を有し、高別表4により単位を修得する。	高別表4…P71、 P63～64	8	免許法 別表第4
		海技士の資格を有する場合	免許法施行法第2条に規定する資格がある場合 ① 2級海技士…3年以上の実地経験、技術優秀 ② 1級海技士…技術優秀	高施行法…P79	6	免許法 施行法 第2条
	イの 教 科	1種免許状から専修免許状を取得する場合	実習に係る高等学校教諭1種免許状を取得後に、経験年数に応じ、高別表5により単位を修得する。	高別表5 …P75～78	5	免許法 別表第5

(3) 道内の認定課程を有する大学、短期大学及び養成機関の状況 [令和4年度現在]

◎…専修、1種 ○…1種 □…専修のみ

<大学>

免許状の区分 大学名	高 等 学 校																							
	国語	地理歴史	公民	数学科	理学科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	宗教	英語	中国語	ロシア語	ドイツ語	フランス語
北海道大学	◎	◎	◎	◎	◎					◎			○	◎	◎	◎	◎			◎				
北海道教育大学札幌校	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□	□	◎	◎	◎	□	□	◎					◎				
函館校	◎	◎	◎	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□					◎				
旭川校	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□	◎	◎	□	◎	□	□	◎					◎				
釧路校	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□	◎	◎	□	◎	□	□	□					◎				
岩見沢校	□	□	□	□	□	◎	◎	◎	◎	◎	□	□	□	□	□					□				
室蘭工業大学				◎	◎										◎									
小樽商科大学			○										○			◎				◎				
帯広畜産大学					○									◎										
北見工業大学															◎									
釧路公立大学		○	○														○							
名寄市立大学			○															○						
旭川大学		○	◎													◎		○						
札幌大学	○	○	○							○			○			○				○		○		
札幌大谷大学			○			○	○																	
札幌学院大学		○	◎													○		○		○				
札幌国際大学			○							◎														
公立千歳科学技術大学				○	○								○											
星槎道都大学		○	○				○	○		○					○	○								
函館大学			○													○					○			
藤女子大学	○	○	○						○			◎						○		○				
北翔大学						◎	◎			◎														
北星学園大学		○	◎										○			◎				◎				
北海学園大学	◎	◎	◎	○	○								○		◎	◎				◎				
北海商科大学			○													○								
北海道医療大学			○															○						
北海道科学大学				○									◎		◎									
北海道情報大学				○									○			○								
北海道文教大学	○																			○				
酪農学園大学			◎		◎									◎										
稚内北星学園大学				○									○											
東海大学（札幌）			○		○					○										○				
東京農業大学（オホーツク）			◎		◎									◎										

(4) 全国大学通信教育開設状況 [令和4年度現在]

文部科学省のホームページを参照してください。 [教員免許状を取得可能な大学]
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/

※ 放送大学（大学院）は、認定課程を有していない大学のため、免許法別表第1により新たな免許状を取得する場合の単位として使用することはできません。

なお、北海道においては、現在のところ、免許法別表第3を根拠に1種免許状から専修免許状を取得する場合等、一部については単位の使用を認めております。

2 新たに免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位		高	別表 1		
基礎資格	高等学校教諭 1 種免許状	学士の学位を有すること。（学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）			
	高等学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること。（大学（短大を除く。）の専攻科又は大学院の課程に 1 年以上在学し、30 単位以上修得した場合を含む。）			
大学において修得することを必要とする単位数	科 目		最低修得単位数	<p>注 1 旧法の規定により修得した単位は、読替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。</p> <p>注 2 専修免許状を取得する場合、既に同じ教科の 1 種免許状を有しているときは、この表の 1 種免許状に相当する単位は修得済とみなす。</p> <p>注 3 大学において修得することを必要とする単位は、高等学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。</p> <p>注 4 「教科に関する専門的事項」の単位は、授与を受けようとする教科の高等学校教諭免許状の認定課程のある大学等で高別表 1（教科）により修得する。</p> <p>注 5 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の単位は、それぞれ授与を受けようとする免許教科ごとに 4 単位以上修得する。</p> <p>注 6 最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、各事項を必ず修得する。（注 7・8 の場合を除く。）</p> <p>注 7 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の教科の場合、次の方法により単位を修得できる。 (1) 「教科及び教職に関する科目（教科に関する専門的事項を除く。）」の単位数のうち、その半数までの単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては 1 単位以上、その他の科目にあつては（ ）内の数字以上の単位を修得し、合計で半数以上の単位を修得するものとする。 (2) 最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、1 以上の事項を修得する。</p> <p>注 8 工業の教科の場合、「教科及び教職に関する科目（教科に関する専門的事項を除く。）」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項に関する科目」から修得することができる。</p> <p>注 9 「教育の基礎的理解に関する科目」は 8 単位まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教職実践演習」は 2 単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。</p> <p>注 10 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位は、1 単位以上修得する。</p> <p>注 11 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は 1 単位以上修得する。</p> <p>注 12 「教育実習」の単位は、次のとおり修得する。 (1) 中学校及び高等学校の教育を中心とする。 (2) 「教育実習」に係る事前及び事後の指導の 1 単位には高等学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。 (3) 「教育実習」の単位数には、1 単位まで、学校体験活動の単位を含むことができる。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。 (4) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部、在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及びこれらに相当する旧令による学校を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部、在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及びこれらに相当する旧令による学校を含む。）において、教員として良好な成績で勤務した経験年数 1 年につき、1 単位の割合で、この表に掲げる「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位をもって、「教育実習」の単位に替えることができる。 (5) 修得を必要とする単位数のうち、2 単位までは、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育実習」の単位をもってあてることができる。</p> <p>注 13 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科及び教職に関する科目」又は大学が加えるこれらに準ずる科目を修得する。</p> <p>注 14 (1) 「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。 (2) 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科及び教職に関する科目」を修得する。</p> <p>注 15 「その他」の単位は、大学の学部・学科・課程（認定課程のない大学を含む。）、必修・選択等の授業科目区分等に関係なく修得することができる。</p>	
	教 科 及 び 職 業 関 連 する 単 位 目	教科及び教科の指導法に関する科目			
		教科に関する専門的事項 注4 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 注5	24		24
		教育の基礎的理解に関する科目 注9	10 (4)		10 (4)
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 注10 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 注9			
		総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 注11 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
		教育実践に関する科目			
		教育実習（事前及び事後の指導の 1 単位を含む。） 注12 教育実践演習 注9	3 (2)		3 (2)
			2 (0)		2 (0)
大学が独自に設定する科目 注13		12	12		
	注14	24			
合計単位数		59	83		
その他 注15	日本国憲法	2			
	体 育	2			
	外国語コミュニケーション	2			
	「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」	2			

○ 教科に関する専門的事項に関する科目

		高	別表1(教科)	別表4(教科)
教科名	法定科目名			
国 語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）			
	国文学（国文学史を含む。）			
	漢文学			
地理歴史	日本史			
	外国史			
	人文地理学・自然地理学			
	地誌			
公 民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」			
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」			
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」			
数 学	代数学			
	幾何学			
	解析学			
	「確率論、統計学」			
	コンピュータ			
理 科	物理学			
	化学			
	生物学			
	地学			
	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」			
音 楽	ソルフェージュ			
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）			
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）			
	指揮法			
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）			
美 術	絵画（映像メディア表現を含む。）			
	彫刻			
	デザイン（映像メディア表現を含む。）			
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）			
工 芸	図法・製図			
	デザイン			
	工芸制作（プロダクト制作を含む。）			
	工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）			
書 道	書道（書写を含む。）			
	書道史			
	「書論、鑑賞」			
	「国文学、漢文学」			
保健体育	体育実技			
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）			
	生理学（運動生理学を含む。）			
	衛生学・公衆衛生学			
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）			
保 健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」			
	衛生学・公衆衛生学			
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）			

○ 教科に関する専門的事項に関する科目

		高	別表1(教科)	別表4(教科)
教科名	法定科目名			
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習			
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・家庭機械・情報処理			
情報	情報社会・情報倫理 コンピュータ・情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。） 情報と職業			
農業	農業の関係科目 職業指導			
工業	工業の関係科目 職業指導			
商業	商業の関係科目 職業指導			
水産	水産の関係科目 職業指導			
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論・介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 加齢に関する理解・障害に関する理解			
商船	商船の関係科目 職業指導			
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理			
英語	英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解			
宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」			

備考

- * 教科に関する専門的事項に関する科目は、取得しようとする教科の法定科目をそれぞれ1単位以上を修得し、**それぞれ一般的包括的内容を必ず修得**する。
- * (〇〇を含む。)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。
- * (〇〇及び△△)として記載のある科目は〇〇と△△を必ず修得する。
- * 〇〇・△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。
- * 「〇〇、△△、××」と記載のある科目は、「」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。
- * 該当する教科の認定課程のある大学等で修得する。
- * 英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、英語の場合の例による。

3 上級免許状を取得する方法

(1) 臨時免許状から1種免許状を取得する場合

所要資格		* 経験年数別最低修得単位数												高	別表3-1			
授与を受けようとする免許状		高等学校教諭1種免許状												※ 「昭和29年改正法附則第8項の該当者（学歴が短大卒業と同等以上でない者等）は、別表3-2による。				
有することが必要な免許状		高等学校助教諭免許状												注1 経験年数は、授与を受けようとする教科の高等学校助教諭免許状取得後に勤務した次の職の期間				
経験年数		注1	注2	注3	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	大学3年以上在学者等				(1) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部で、授与を受けようとする教科を担当した助教諭又は講師の職	
最低修得単位数		注4	45	40	35	30	25	20	15	10	10	25	20	15	10	(2) 少年院又は海外に在留する邦人のための在外教育施設で文部科学大臣が高等学校と同等の課程を有するものとして認定したものであるものにおいて、授与を受けようとする教科の教育に従事した職		
必修科目	教科に関する専門的事項に関する科目	注5	10	9	7	6	5	4	3	3	3	5	4	3	3	(3) 外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、授与を受けようとする教科の教育に従事した職		
	各教科の指導法に関する科目	注6	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注2 次の者の経験年数は、「大学3年以上在学者等」の欄を適用する。		
	教育の基礎的理解に関する科目		5	5	5	4	3	3	2	2	3	3	2	2	(1) 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者			
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		5	5	4	4	3	2	2	1	3	2	2	1	(2) 大学（短期大学を含む。）に2年以上及び大学（短期大学を含む。）の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者			
	総合的な探究の時間の指導法														注3 5年（大学3年以上在学者等は3年）をこえる経験年数には、次の職を通算できる。			
	特別活動の指導法														(1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長及び指導主事の職			
	教育の方法及び技術														(2) 社会教育主事（青年の家、その他の社会教育施設での準ずる職を含む。）の職			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法														注4 最低修得単位数は、高等学校助教諭免許状取得後に修得した単位とする。			
	生徒指導の理論及び方法														注5 「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位は、高別表3-1（教科）により修得する。			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法														注6 「各教科の指導法」の単位は、それぞれ授与を受けようとする教科ごとに修得する。			
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法														注7 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれに準ずる科目から修得する。				
計	注9	12	11	10	9	7	6	5	4	7	6	5	4	注8 「必ず修得する科目」について修得した単位が、「合計単位数」をこえ「最低修得単位数」に満たないときは、その満たない単位数を一般教養を内容とした科目から修得する。				
大学が独自に設定する科目	注7	8	8	8	8	8	7	7	3	8	7	7	3	注9 「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、点線内は各科目に含まれている事項であり、各科目の事項から選択して修得する。				
合計単位数	注8	30	28	25	23	20	17	15	10	20	17	15	10					

○ 教科に関する専門的事項に関する科目（経験年数別最低修得単位数）

経験年数		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	大学3年以上 在学者等				高別表3-1(教科)
										3年	4年	5年	6年以上	
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注1 (〇〇を含む。)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。 注2 (〇〇及び△△)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。 注3 「〇〇、△△、××、…」と記載のある科目は、「」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。 注4 〇〇・△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。 注5 英語以外の外国語の教科を取得する場合、単位の修得方法は、英語の場合の例による。 注6 自由選択科目は授与を受けようとする免許教科の単位を修得する。(表に掲げる科目を最低修得単位数以上に修得する。)
	国文学(国文学史を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	漢文学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	7	6	4	3	2	1			2	1			
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
地理歴史	日本史	1	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1	1	1×0	1×0	注7 「1×0」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得する。 * 理科10年の場合、「1×0」の5科目のうち、4科目を選択し、それぞれ1単位以上を修得する。
	外国史	1	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1	1	1×0	1×0	
	人文地理学・自然地理学	1	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1	1	1×0	1×0	
	地誌	1	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1	1	1×0	1×0	
自由選択科目		6	5	3	2	1				1				
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
公民	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	7	6	4	3	2	1			2	1			
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
数学	代数学	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1×0	1	1×0	1×0	1×0	
	幾何学	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1×0	1	1×0	1×0	1×0	
	解析学	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1×0	1	1×0	1×0	1×0	
	「確率論、統計学」	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1×0	1	1×0	1×0	1×0	
自由選択科目		1	1	1	1	1	1×0	1×0	1×0	1	1×0	1×0	1×0	
計		5	4	2	1									
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
理科	物理学	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1×0	1	1×0	1×0	1×0	
	化学	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1×0	1	1×0	1×0	1×0	
	生物学	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1×0	1	1×0	1×0	1×0	
	地学	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1×0	1	1×0	1×0	1×0	
物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)		1	1	1	1	1	1×0	1×0	1×0	1	1×0	1×0	1×0	
自由選択科目		5	4	2	1									
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
音楽	ソルフェージュ	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1×0	1	1×0	1×0	1×0	
	声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1×0	1	1×0	1×0	1×0	
	器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1×0	1	1×0	1×0	1×0	
	指揮法	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1×0	1	1×0	1×0	1×0	
音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)、音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)		1	1	1	1	1	1×0	1×0	1×0	1	1×0	1×0	1×0	
自由選択科目		5	4	2	1									
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
美術	絵画(映像メディア表現を含む。)	1	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1	1	1×0	1×0	
	彫刻	1	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1	1	1×0	1×0	
	デザイン(映像メディア表現を含む。)	1	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1	1	1×0	1×0	
	美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	1	1	1	1	1	1	1×0	1×0	1	1	1×0	1×0	
自由選択科目		6	5	3	2	1				1				
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	

○ 教科に関する専門的事項に関する科目（経験年数別最低修得単位数）

経験年数		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	大学3年以上 在学者等				高別表3-1(教科)
										3年	4年	5年	6年以上	
工芸	図法・製図	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注1 (〇〇を含む。)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。 注2 (〇〇及び△△)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。 注3 「〇〇、△△、××、…」と記載のある科目は、「 」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。
	デザイン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	工芸制作(プロダクト制作を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	工芸理論・デザイン理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	6	5	3	2	1					1			
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
書道	書道(書写を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注4 〇〇・△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。 注5 英語以外の外国語の教科を取得する場合、単位の修得方法は、英語の場合の例による。 注6 自由選択科目は授与を受けようとする免許教科の単位を修得する。(表に掲げる科目を最低修得単位数以上に修得する。)
	書道史	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	「書論、鑑賞」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	「国文学、漢文学」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	6	5	3	2	1					1			
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
保健体育	体育実技	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注7 「1又0」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得する。 * 書道11年の場合、「1又0」の4科目のうち、3科目を選択し、それぞれ1単位以上を修得する。
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	生理学(運動生理学を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	衛生学・公衆衛生学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注7 「1又0」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得する。 * 書道11年の場合、「1又0」の4科目のうち、3科目を選択し、それぞれ1単位以上を修得する。
	衛生学・公衆衛生学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	7	6	4	3	2	1				2	1		
	計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注7 「1又0」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得する。 * 書道11年の場合、「1又0」の4科目のうち、3科目を選択し、それぞれ1単位以上を修得する。
	看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	看護実習	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	7	6	4	3	2	1				2	1		
	計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	
家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注7 「1又0」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得する。 * 書道11年の場合、「1又0」の4科目のうち、3科目を選択し、それぞれ1単位以上を修得する。
	被服学(被服製作実習を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	住居学(製図を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	保育学(実習及び家庭看護を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	家庭電気・家庭機械・情報処理	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	4	3	1										
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	

○ 教科に関する専門的事項に関する科目（経験年数別最低修得単位数）

経験年数		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	大学3年以上 在学者等				高別表3-1(教科)
										3年	4年	5年	6年以上	
情報	情報社会・情報倫理	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注1 (〇〇を含む。)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。 注2 (〇〇及び△△)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。 注3 「〇〇、△△、××、…」と記載のある科目は、「 」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。
	コンピュータ・情報処理(実習を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	情報システム(実習を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	情報通信ネットワーク(実習を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	情報と職業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	4	3	1										
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
農業	農業の関係科目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注4 〇〇・△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。
	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	8	7	5	4	3	2	1	1	3	2	1	1	
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
工業	工業の関係科目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注5 英語以外の外国語の教科を取得する場合、単位の修得方法は、英語の場合の例による。
	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	8	7	5	4	3	2	1	1	3	2	1	1	
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
商業	商業の関係科目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注6 自由選択科目は授与を受けようとする免許教科の単位を修得する。(表に掲げる科目を最低修得単位数以上に修得する。)
	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	8	7	5	4	3	2	1	1	3	2	1	1	
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
水産	水産の関係科目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注7 「1又0」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得する。 * 福祉11年の場合、「1又0」の7科目のうち、3科目を選択し、それぞれ1単位以上を修得する。
	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	8	7	5	4	3	2	1	1	3	2	1	1	
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
福祉	社会福祉学(職業指導を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注8 「職業指導」は、授与を受けようとする免許教科の科目を修得する。(他の免許教科の職業指導は不可。)
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	社会福祉援助技術	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	介護理論・介護技術	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	加齢に関する理解・障害に関する理解	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
自由選択科目	3	2												
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
商船	商船の関係科目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注9 「職業指導」は、授与を受けようとする免許教科の科目を修得する。(他の免許教科の職業指導は不可。)
	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	8	7	5	4	3	2	1	1	3	2	1	1	
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
職業指導	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	職業指導の技術	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	職業指導の運営管理	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	7	6	4	3	2	1			2	1			
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
英語	英語学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	英語文学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	英語コミュニケーション	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	異文化理解	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	6	5	3	2	1				1				
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
宗教	宗教学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	宗教史	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	「教理学、哲学」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	7	6	4	3	2	1			2	1			
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	

○ 臨時免許状から1種免許状を取得する場合
(昭和29年改正法附則第8項の該当者)

高 別表3-2

該 当 者	短期大学士の学位又は準学士の称号と同等以上の資格を有しない者（高卒者等）のうち、次の者 1 昭和29年改正法附則第7項の規定により、高等学校助教諭免許状の授与を受けた者 2 昭和29年改正前の免許法第5条第3項の規定により、高等学校助教諭免許状の授与を受けた者 3 昭和29年改正前の免許法附則第4項の規定により、高等学校助教諭免許状の授与を受けた者																									
	授与を受けようとする免許状													高等学校教諭1種免許状												
有することが必要な免許状													高等学校助教諭免許状													
必 ず 修 得 す る 科 目	経験年数 注1	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年以上	注1 経験年数は高別表3-1の注1及び注3による。 注2 「教科に関する専門的事項に関する科目」及び「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位は、北海道教育委員会規則（教育職員免許法施行細則）別表第1により修得する。 注3 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれに準ずる科目から修得する。 注4 「必ず修得する科目」について修得した単位が「合計単位数」をこえ、「最低修得単位数」に満たないときは、その満たない単位数を一般教養を内容とする科目から修得する。							
	最低修得単位数	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10								
	教科に関する専門的事項に関する科目 注2	20	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	7	6	5	4	3	3								
	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 注2	24	24	23	22	20	18	16	15	14	12	11	10	9	7	6	5	4								
大学が独自に設定する科目 注3	16	15	14	13	13	13	11	11	10	8	8	8	8	8	7	7	3									
合計単位数 注4	60	57	54	51	48	45	40	38	35	30	28	25	23	20	17	15	10									

(2) 1種免許状から専修免許状を取得する場合

所要資格		* 経験年数別最低修得単位数	高	別表3-3
授与を受けようとする免許状		高等学校教諭専修免許状	注1 経験年数は、授与を受けようとする教科の高等学校教諭1種免許状取得後に勤務した次の職の期間。 (1) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部で授与を受けようとする教科を担当した主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師の職 (2) 少年院又は海外に在留する邦人のための在外教育施設で文部科学大臣が高等学校と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて、授与を受けようとする教科の教育に従事した職 (3) 外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、授与を受けようとする教科の教育に従事した職 注2 最低修得単位数は、授与を受けようとする教科の高等学校教諭1種免許状の取得後に修得した単位とする。 注3 「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。	
有することが必要な免許状		高等学校教諭1種免許状		
経験年数 注1		3年以上		
最低修得単位数 注2	大学が独自に設定する科目 注3	1.5		
	計	1.5		

4 他の教科の免許状を取得する方法

所要資格			高	別表4
授与を受けようとする免許状	他の教科の高等学校教諭1種免許状	他の教科の高等学校教諭専修免許状	※ 免許法第16条の4第1項に規定する免許状を有する者の特例については別表4（特例）による。	
有することが必要な免許状 注1	高等学校教諭専修免許状 又は 1種免許状	高等学校教諭専修免許状 注5	注1 有することが必要な免許状には、実習を担任する教科の免許状及び教科の領域の一部事項を担任する免許状を含む。	
最低修得単位数	教科に関する専門的 事項に関する科目 注2	20	20	注2 「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位は、高別表4（教科）により修得する。
	各教科の指導法 に関する科目 注3	4	4	注3 「各教科の指導法に関する科目」の単位は、受けようとする免許教科ごとに事項を含めて修得する。
	大学が独自に 設定する科目 注4		24	注4 「大学が独自に設定する科目」は、大学院又は大学の専攻科で修得する。
	合計単位数	24	48	注5 専修免許状の授与を受けようとする者が、当該教科の1種免許状を有している場合は、1種免許状の最低修得単位数を差し引いた単位数を修得する。

○ 免許法第16条の4第1項に規定する免許状を有する者の特例

該当者	教科	法定科目名	高	別表4(特例)	
			修得済とみなす単位数	最低修得単位数	
柔道又は剣道の免許状所有者が、保健体育の1種免許状を取得する場合	保健体育	教科に関する専門的 事項に関する科目	2	16	
		「体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理 学、体育社会学、体育史」・運動学（運 動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安 全及び救急処置を含む。） 計	※ ※ ※ 4		
		各教科の指導法 に関する科目	1		3
		合 計	5		19
		「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」（保健体育）	1		3
情報技術、建築、インテリア又はデザインの免許状所有者が、工業の1種免許状を取得する場合	工業	教科に関する専門的 事項に関する科目	4	16	
		工業の関係科目 職業指導 計	※ 4		
		各教科の指導法 に関する科目	1		3
		合 計	5		19
		「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」（工業）	1		3
情報処理又は計算実務の免許状所有者が、商業の1種免許状を取得する場合	商業	教科に関する専門的 事項に関する科目	4	16	
		商業の関係科目 職業指導 計	※ 4		
		各教科の指導法 に関する科目	1		3
		合 計	5		19
		「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」（商業）	1		3

備考

- * 教科に関する専門的事項に関する科目のうち、「修得済とみなす単位数」欄に「※」印のある科目は、それぞれ1単位以上修得し、**一般的包括的内容を必ず修得する。**
- * (〇〇を含む。)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。
- * 〇〇・△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。
- * 「〇〇、△△、××」と記載のある科目は、「」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。
- * 教科に関する専門的事項に関する科目の「職業指導」の単位を修得する場合は、該当する教科の職業指導の単位を修得する。
- * 各教科の指導法に関する科目の「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の単位を修得する場合は、該当する教科の指導法の単位を修得する。
- * 上記単位は、該当する教科の認定課程のある大学等で修得する。
- * 最低修得単位数は「修得済とみなす単位数」を含めずに、現に修得すべき単位数である。

5 隣接する学校種の免許状を取得する方法

(1) 中学校教諭等の経験年数を利用し、1種免許状を取得する場合

所要資格		高	別表8				
授与を受けようとする免許状 注1		高等学校教諭1種免許状					
有することが必要な免許状		中学校教諭普通免許状 (2種免許状を除く。)					
経験年数 注3		3年以上					
		必要単位数					
最低 修得 単 位 数 注2	各教科の指導法に関する科目 注4	2					
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; vertical-align: top;">道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</td> <td style="width:5%; text-align: center; vertical-align: middle;">事 項</td> <td style="width:60%; vertical-align: top;">生徒指導の理論及び方法 ----- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ----- 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法</td> <td style="width:20%; text-align: center; vertical-align: middle;">全ての事項を含み 2 単 位</td> </tr> </table>	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	事 項	生徒指導の理論及び方法 ----- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ----- 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	全ての事項を含み 2 単 位		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	事 項	生徒指導の理論及び方法 ----- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ----- 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	全ての事項を含み 2 単 位			
	小 計	4					
高等学校の「大学が独自に設定する科目」 注5	8						
計		12					

注1 授与を受けようとする免許状の教科については下表を参照すること。

注2 最低修得単位数は、中学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）取得後に修得した単位とする。
高等学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。

注3 中学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）取得後に
○中学校、高等学校、中等教育学校
○特別支援学校の中学部・高等部
○義務教育学校の後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師としての経験年数3年を要する（助教諭としての経験は含めない。）
なお、この「経験年数」と「有することが必要な免許状」の免許教科は同じでなければならない。

注4 「各教科の指導法に関する科目」は、それぞれ授与を受けようとする教科ごとに修得する。

注5 「大学が独自に設定する科目」は取得しようとする学校種、教科に応じた科目を修得する。なお、地理歴史、公民、情報、工業、家庭の教科を取得する場合は、「教科に関する専門的事項に関する科目」から取得すべき科目が定められているので、次頁の表を参照すること。

※ 高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。

有している中学校教諭の普通免許状 (2種免許状を除く。)の教科の種類	授与を受けようとする高等学校 教諭1種免許状の教科の種類
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに 応ずるものとする。）	外国語（英語その他外国語ごと に応ずるものとする。）
宗教	宗教

注5 高等学校の「大学が独自に設定する科目」について

次の表に掲げる教科を取得する場合の「**大学が独自に設定する科目**」の必要単位数（8単位）については、高別表1（教科）に掲げる「**教科に関する専門的事項に関する科目**」の法定科目を含めて修得することが要件となりますので留意してください。

有している中学校教諭の普通免許状（2種免許状を除く。）の教科の種類	授与を受けようとする高等学校教諭1種免許状の教科の種類	高等学校の「教科に関する専門的事項に関する科目」（高別表1（教科））	
社 会	地 理 歴 史	日本史 外国史 人文地理学・自然地理学 地誌	4科目のうち、1以上の科目について1単位以上
社 会	公 民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	3科目のうち、1以上の科目について1単位以上
技 術	情 報	情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。） 情報と職業	それぞれの科目について1単位以上
技 術	工 業	工業の関係科目 職業指導	それぞれの科目について2単位以上
家 庭	家 庭	住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・家庭機械・情報処理	それぞれの科目について1単位以上
<p>注 「教科に関する専門的事項に関する科目」のうち、次のとおり記載されている内容に注意して修得すること。</p> <p>(1) 「〇〇、△△、××」と記載のある科目は、「 」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。 ※ 修得例…「哲学、倫理学、宗教学、心理学」の場合、「 」内のいずれか1以上の科目を修得する。</p> <p>(2) 〇〇・△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。 ※ 修得例…人文地理学・自然地理学の場合、両方の科目を修得する。</p> <p>(3) (〇〇を含む。)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。 ※ 修得例…法律学（国際法を含む。）の場合、()内の内容を含めて修得する。</p>			

(2) 中学校教諭等の経験年数(3年以上)に加えて、高等学校の助教諭等の経験年数を利用して、1種免許状を取得する場合

所要資格			高 施行規則第18条の2			
授与を受けようとする免許状			高等学校教諭1種免許状			注1 最低修得単位数は、中学校教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。 高等学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。
有することが必要な免許状			中学校教諭普通免許状 (2種免許状を除く。)			
経験年数 注2 (平成28年4月1日以降のものに限る)			0年	1年	2年	注2 中学校教諭普通免許状(2種免許状を除く。)取得後に ○中学校、高等学校、中等教育学校 ○特別支援学校の中学部・高等部 ○義務教育学校の後期課程 の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師の職のいずれかの経験年数3年(助教諭としての経験は含めない。)に加えて、 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の高等部における助教諭又は講師の職での経験がある場合、その経験年数に応じて、1年につき3単位ずつ軽減されていき、最大6単位まで軽減される。 なお、この「経験年数」と「有することが必要な免許状」の免許教科は同じでなければならない。
最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目 注3		2	1	1	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	事 生徒指導の理論及び方法	2	2	1	
		項 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
小 計			4	3	2	
注1	高等学校の「大学が独自に設定する科目」 注4		8	6	4	注3 「各教科の指導法に関する科目」は、それぞれ授与を受けようとする教科ごとに修得する。
計			12	9	6	注4 「大学が独自に設定する科目」は、取得しようとする学校種、教科に応じた科目を修得する。なお、地理歴史、公民、情報、工業、家庭の教科を取得する場合は、「教科に関する専門的事項に関する科目」から取得すべき科目が定められているので、73ページの表を参照すること。

6 実習を担当する教科の免許状を取得する方法

(1) 実習助手又は助教諭の経験年数による取得方法

基礎資格及び所要資格		高	附則9項
授与を受けようとする免許状 教科	基礎資格 (基礎資格が2以上の場合、いずれかを選択する。)	基礎資格取得後の所要資格	
		経験年数 注1	最低修得単位数 注2
高等学校教諭 1種免許状 看護実習 家庭実習 情報実習 農業実習 工業実習 商業実習 水産実習 福祉実習 商船実習	イ 大学で、受けようとする教科の実習に係る実業に関する学科を専攻し短期大学士の学位を有すること。 * 文部科学大臣がこれと同等以上と認める次の資格を含む。 ① 大学に2年以上在学し、当該実習に係る実業に関する学科を専攻し62単位以上を修得すること。 ② 旧令による修業年限3年以上の専門学校(旧制の学校)で、当該実習に係る実業に関する学科を専攻して卒業すること。	年 3	単位 10
	ロ 高等専門学校で、受けようとする教科の実習に係る実業に関する学科を専攻し、学校教育法第121条に定める準学士の称号を有すること。	3	10
	ハ 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)で、受けようとする教科の実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること。 * 文部科学大臣がこれと同等以上と認める次の資格を含む。 ① 旧令による国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限5年の実業学校(旧制の学校)で、当該教科の実習に係る実業に関する学科を専攻して卒業すること。 ② 旧令による国民学校高等科修了程度を入学資格とする修業年限3年の実業学校(旧制の学校)で、当該教科の実習に係る実業に関する学科を専攻して卒業すること。	6	10
	ニ 9年以上、受けようとする教科の実習に関する実地の経験を有すること。 * もっぱら当該教科の実習に相当する業務に従事した年数とし、専門的知識、技能を必要とするような経験であること。 * 小学校から最終学校までの修業年数が9年に不足する場合は「9年以上」は「当該不足年数に2を乗じた年数を9年に加えた年数以上」と読替える。	3	10
注1 経験年数は、基礎資格取得後に、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において、受けようとする教科の実習を担当する実習助手又は助教諭として勤務した期間。			
注2 最低修得単位数は、基礎資格の取得後に高別表5-2により大学等で修得する。(基礎資格取得前の単位は使用できない。)			

(2) 実習を担当する教科の免許状を取得する方法

基礎資格及び所要資格		高	別表5
授与を受けようとする免許状 教科	基礎資格	基礎資格取得後の所要資格	注1 イの基礎資格の「実地の経験」には、当該教科の教員の経験を含む。 注2 経験年数には、少年院又は文部科学大臣の指定する在外教育施設の高等学校に相当する課程で、当該実習の教育に従事した職の期間を含めることができる。 注3 経験年数には、外国の教育施設又はこれに準ずるもの(独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。)を含めることができる。 注4 昭和29年改正法附則第8項の該当者(高卒者等)は「3年以上」を「6年以上」と読替える。 注5 最低修得単位数は、基礎資格取得後に、高別表5-2により修得する。 注6 「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。
		最低修得単位数 注5	
高等学校教諭 1種免許状 看護実習 家庭実習 情報実習 農業実習 工業実習 商業実習 水産実習 福祉実習 商船実習	イ 大学で、受けようとする教科の実習に係る実業に関する学科を専攻して学士の学位を有し、1年以上その学科に関する実地の経験が有り、技術優秀と認められること。注1	単位不要	
	ロ 受けようとする教科の実習についての、高等学校助教諭の臨時免許状を取得した後、3年以上高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において、当該教科の実習を担当する教員として良好な成績で勤務した経験を有すること。注2注3注4	10単位 注5	
高等学校教諭 専修免許状 1種免許状 に同じ	受けようとする教科の1種免許状取得後、3年以上高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において、当該教科の実習を担当する教員として良好な成績で勤務した経験を有すること。注2注3	大学が独自に設定する科目 15単位 注6	

○ 教科に関する専門的事項に関する科目及び各教科の指導法に関する科目
又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（最低修得単位数）

高	別表5-2
---	-------

[看護実習]

	法定科目名等	最低修得単位数
教科に関する専門的事項に関する科目	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習	それぞれ1単位以上計5単位
	小 計	5
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む) (看護)	1単位
	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	この中から2単位
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・総合的な探究の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	この中から2単位
	小 計	5
	合 計	10

[家庭実習]

	法定科目名等	最低修得単位数
教科に関する専門的事項に関する科目	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	1又は0単位
	被服学(被服製作実習を含む。)	1又は0単位
	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	1又は0単位
	住居学(製図を含む。)	1又は0単位
	保育学(実習及び家庭看護を含む。)	1又は0単位
	家庭電気・家庭機械・情報処理	1又は0単位
	小 計	5
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む) (家庭)	1単位
	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	この中から2単位
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・総合的な探究の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	この中から2単位
	小 計	5
	合 計	10

[情報実習]

	法定科目名等	最低修得単位数
教科に関する専門的事項に関する科目	情報社会・情報倫理	1又は0単位
	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	1又は0単位
	情報システム（実習を含む。）	1又は0単位
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）	1又は0単位
	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	1又は0単位
	情報と職業	1又は0単位
	小計	5
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む)（情報）	1単位
	教育の基礎的理解に関する科目	この中から2単位
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	この中から2単位
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
	・総合的な探究の時間の指導法	
・特別活動の指導法		
・教育の方法及び技術	この中から2単位	
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
・生徒指導の理論及び方法		
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
小計	5	
合計	10	

[農業実習]

	法定科目名等	最低修得単位数
教科に関する専門的事項に関する科目	農業の関係科目	それぞれ1単位以上計5単位
	職業指導（農業の教科に関する科目）	
	小計	5
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む)（農業）	1単位
	教育の基礎的理解に関する科目	この中から2単位
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	この中から2単位
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
	・総合的な探究の時間の指導法	
・特別活動の指導法		
・教育の方法及び技術	この中から2単位	
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
・生徒指導の理論及び方法		
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
小計	5	
合計	10	

[工業実習]

	法定科目名等	最低修得単位数
教科に関する専門的 事項に関する科目	工業の関係科目	それぞれ1単位以上計5単位
	職業指導（工業の教科に関する科目）	
	小 計	5
各教科の 指導法に 関する科 目又は教 諭の教育 の基礎的 理解に関 する科目 等	各教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む)（工業）	1単位
	教育の基礎的理解に関する科目	この中から2単位
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	この中から2単位
	・総合的な探究の時間の指導法	
・特別活動の指導法		
・教育の方法及び技術		
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
・生徒指導の理論及び方法		
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	小 計	5
	合 計	10

[商業実習]

	法定科目名等	最低修得単位数
教科に関する専門的 事項に関する科目	商業の関係科目	それぞれ1単位以上計5単位
	職業指導（商業の教科に関する科目）	
	小 計	5
各教科の 指導法に 関する科 目又は教 諭の教育 の基礎的 理解に関 する科目 等	各教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む)（商業）	1単位
	教育の基礎的理解に関する科目	この中から2単位
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	この中から2単位
	・総合的な探究の時間の指導法	
・特別活動の指導法		
・教育の方法及び技術		
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
・生徒指導の理論及び方法		
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	小 計	5
	合 計	10

[水産実習]

	法定科目名等	最低修得単位数
教科に関する専門的 事項に関する科目	水産の関係科目	それぞれ1単位以上計5単位
	職業指導（水産の教科に関する科目）	
	小 計	5
各教科の 指導法に 関する科 目又は教 諭の教育 の基礎的 理解に関 する科目 等	各教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む) (水産)	1 単位
	教育の基礎的理解に関する科目	この中から2単位
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	この中から2単位
	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
	・総合的な探究の時間の指導法	
・特別活動の指導法		
・教育の方法及び技術	この中から2単位	
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
・生徒指導の理論及び方法		
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	小 計	5
	合 計	10

[福祉実習]

	法定科目名等	最低修得単位数
教科に関する専門的 事項に 関する科 目	社会福祉学(職業指導を含む。)	1又は0単位
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	1又は0単位
	社会福祉援助技術	1又は0単位
	介護理論・介護技術	1又は0単位
	社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	1又は0単位
	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	1又は0単位
	加齢に関する理解・障害に関する理解	1又は0単位
	小 計	5
各教科の 指導法に 関する科 目又は教 諭の教育 の基礎的 理解に関 する科目 等	各教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む) (福祉)	1 単位
	教育の基礎的理解に関する科目	この中から2単位
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	この中から2単位
	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
	・総合的な探究の時間の指導法	
・特別活動の指導法		
・教育の方法及び技術	この中から2単位	
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
・生徒指導の理論及び方法		
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	小 計	5
	合 計	10

[商船実習]

	法定科目名等	最低修得単位数
教科に関する専門的 事項に関する科目	商船の関係科目	それぞれ1単位以上計5単位
	職業指導（商船の教科に関する科目）	
	小 計	5
各教科の 指導法に 関する科 目又は教 諭の教育 の基礎的 理解に関 する科目 等	各教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む) (商船)	1 単位
	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	この中から2単位
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・総合的な探究の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	この中から2単位
	小 計	5
	合 計	10

(共通事項)

- * 教科に関する専門的事項に関する科目の「職業指導」の単位を修得する場合は、該当する教科の職業指導の単位を修得する。
- * 「1又は0単位」と記載のある教科の場合は、各法定科目から5科目を選択し、それぞれ1単位以上を修得する。
- * 各教科の指導法に関する科目の「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」の単位を修得する場合は、該当する教科の指導法の単位を修得する。
- * 上記単位は、該当する教科の認定課程のある大学等で修得する。

7 免許法施行法により取得する方法

所要資格		高	施行法
授与を受けようとする免許状	基礎資格	授与する教科	根拠条項
高等学校教諭1種免許状	第1級総合無線通信士又は第1級陸上無線技術士の資格を有し、3年以上無線通信に関し、実地の経験を有する者で技術優秀と認められること。	工業	第2条第1項第20号の2
	3級海技士（航海）若しくは3級海技士（機関）の海技免状を有し、5年以上船舶に関し、実地の経験を有する者で技術優秀と認められること。 * 船舶職員法第5条第4項の規定による船橋当直限定又は機関当直限定をした免許を受けている者を除く。	商船	第2条第1項第20号の4
高等学校教諭専修免許状	旧専門学校令による高等商船学校及び函館水産専門学校の遠洋漁業科並びに旧水産講習所官制による第1水産講習所の漁業科を卒業した者のうち、次の①又は②に該当するもの。 ① 2級海技士（航海）若しくは2級海技士（機関）の海技免状を有し、3年以上船舶に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められること。 * 船舶職員法第5条第4項の規定による船橋当直限定又は機関当直限定をした免許を受けている者を除く。 ② 1級海技士（航海）若しくは1級海技士（機関）の海技免状を有する者で、技術優秀と認められること。	商船	第2条第1項第20号の5

8 旧法により免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位			旧高	別表1		
基礎資格	高等学校教諭1種免許状	学士の学位を有すること。(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。)				
	高等学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること。(大学(短大を除く。))の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。)				
所要単位の関する科目	科 目		最低修得単位数	<p>注1 旧法の規定により修得した単位は、読替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。</p> <p>注2 専修免許状を取得する場合、免許法第5条別表第1を根拠に既に同じ教科の1種免許状を有しているときは、この表の1種免許状に相当する単位は修得済とみなす。</p> <p>注3 「教科に関する科目」の単位は、授与を受けようとする教科の高等学校教諭免許状の認定課程のある大学等で高別表1(教科)により修得する。</p> <p>注4 「教職に関する科目」の単位は、高等学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。</p> <p>注5 「教職に関する科目」のうち「各教科の指導法」の単位は、それぞれ授与を受けようとする免許教科ごとに修得する。</p> <p>注6 最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、各事項を必ず修得する。(注7の場合を除く。)</p> <p>注7 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の教科の場合、次の方法を選択して単位を修得できる。 (1) 「教職に関する科目」は、()内の数を最低修得単位数として修得できる。ただし、この場合、修得した単位数と()外の数との差の単位は、「教科に関する科目」から修得する。 (2) 最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、1以上の事項を修得する。 (3) 工業の教科の場合、「教職に関する科目」を修得せず、全単位を「教科に関する科目」から修得できる。</p> <p>注8 「教職の意義等に関する科目」は2単位まで、「教育の基礎理論に関する科目」は6単位まで、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」は2単位まで、「教職実践演習」は2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。</p> <p>注9 「教育実習」の単位は、次のとおり修得する。 (1) 中学校及び高等学校の教育を中心とする。 (2) 「教育実習」に係る事前及び事後の指導の1単位には高等学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。 (3) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びにこれらに相当する旧令による学校を含む。)又は中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びにこれらに相当する旧令による学校を含む。)において、教員として良好な成績で勤務した経験年数1年につき、1単位の割合で、この表に掲げる「教職に関する科目」の単位をもって、「教育実習」の単位に替えることができる。 (4) 修得を必要とする単位数のうち、2単位までは、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育実習」の単位をもってあてることができる。</p> <p>注10 「教科又は教職に関する科目」の単位は、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目を修得する。</p> <p>注11 「教科又は教職に関する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。</p> <p>注12 「その他」の単位は、大学の学部・学科・課程(認定課程のない大学を含む。)、必修・選択等の授業科目区分等に関係なく修得することができる。</p>		
	教科に関する科目		注3		20	20
	教 職	教職の意義等に関する科目			2 (0)	2 (0)
		教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等				
		教育の基礎理論に関する科目				
	関 係	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			6 (4)	6 (4)
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				
		教育課程及び指導法に関する科目				
	す る	教育課程の意義及び編成の方法			6 (4)	6 (4)
		各教科の指導法				
		特別活動の指導法				
	科 目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			4 (2)	4 (2)
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目						
生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導の理論及び方法						
注1 注2	教育実習(事前及び事後の指導の1単位を含む。)		3 (2)	3 (2)		
	教職実践演習		2 (0)	2 (0)		
	計		23 (12)	23 (12)		
注4 注7	教科又は教職に関する科目		16	16		
				24		
合計単位数			59	83		
その他	日本国憲法		2			
	体 育		2			
	外国語コミュニケーション		2			
	情報機器の操作		2			

○ 教科に関する科目

		旧高	別表1(教科)
教科名	法定科目名		
国 語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学		
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌		
公 民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		
数 学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ		
理 科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」		
音 楽	ソルフェージュ 声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）		
美 術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）		
工 芸	図法及び製図 デザイン 工芸制作（プロダクト制作を含む。） 工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）		
書 道	書道（書写を含む。） 書道史 「書論、鑑賞」 「国文学、漢文学」		
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		
保 健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		

○ 教科に関する科目

		旧高	別表1(教科)
教科名	法定科目名		
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習		
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理		
情報	情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現及び技術（実習を含む。） 情報と職業		
農業	農業の関係科目 職業指導		
工業	工業の関係科目 職業指導		
商業	商業の関係科目 職業指導		
水産	水産の関係科目 職業指導		
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造及び日常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解		
商船	商船の関係科目 職業指導		
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理		
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解		
宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」		

備考

- * 教科に関する科目は、取得しようとする教科の法定科目をそれぞれ1単位以上、計20単位以上を修得し、**それぞれ一般的包括的内容を必ず修得**する。
- * (〇〇を含む。)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。
- * 〇〇及び△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。
- * 「〇〇、△△、××」と記載のある科目は、「」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。
- * 該当する教科の認定課程のある大学等で修得する。
- * 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、英語の場合の例による。